

東大阪市 第5期 地域福祉計画

すべての人が
地域で個性を
尊重しあい、
支えあい、

共に生きる
安心と活力の
福祉コミュニティ
の実現



概要版

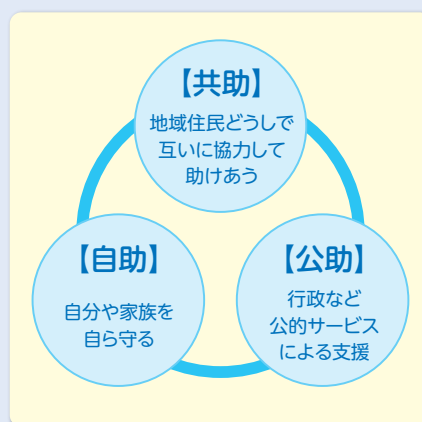


東大阪市

1

地域福祉とは

- 私たちが住む地域では、少子高齢化や核家族化、単独世帯化が進み、高齢者などの孤立死、子育てに悩む親の孤立、ひきこもり、高齢者・障害者・子どもに対する虐待、配偶者などへの暴力等が新たな社会問題になるとともに、ひとり暮らし高齢者、ひとり親家庭、生活困窮者など支援を必要としている人が増加している状況にあります。
- 「地域福祉」とは手助けや支援を必要としている人たちが生活する上でのさまざまな課題について、地域の中で解決できるよう取り組むとともに、地域を構成する住民・行政・福祉関係機関や団体・企業などが連携・協働して何ができるかを、地域に住む人たちが主役となって考え、地域づくりの取り組みを進めていくことです。
- 地域の課題を把握し、地域で主体的に解決を図っていくためには、自助・共助・公助の3つの視点が必要です。
- 地域福祉では、日常生活の中で何らかの支援が必要な人を、地域を基盤として包み込み、支えていく「共助」のしくみが中心となります。その推進にあたっては、地域住民、行政、社会福祉協議会、専門機関、事業者、ボランティアといった多くの人・組織などの役割分担と協働が大切になります。
- 地域福祉計画は、地域福祉の総合的・計画的・効果的な推進を図るものです。



2

計画策定の背景と趣旨

- 東大阪市の地域福祉の取り組みは、これまで右記のとおり、昭和63年を皮切りに計画を策定し、さまざまな施策や事業を展開してきました。
- この間、少子高齢化は一層進行し、世帯構造の変化や地域社会のつながりの希薄化などにより、新たな社会問題が生じています。子育てや介護をしている家庭の孤立、社会的弱者に対する虐待、ひきこもり、配偶者などへの暴力、孤立死など、地域の生活課題を支えるためには、「地域の福祉力」の一層の強化が求められています。
- 平成30年4月に施行された「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第52号）」にともなって、「社会福祉法」が改正され、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、誰もが役割を持ち、活躍できる「地域共生社会」の実現に向けた取り組みの推進が法制度に位置づけられることになりました。
- 「東大阪市第5期地域福祉計画」は、こうした環境変化や新たな法制度の見直しなどの動向を踏まえ、これまでの取り組みの成果や残された課題を整理し、さまざまな人々による助けあいや支えあい、住民・地域・行政などの協働による取り組みなど、地域福祉をさらに推進するための方向性を示すために策定するものです。

★本市におけるこれまでの地域福祉計画策定

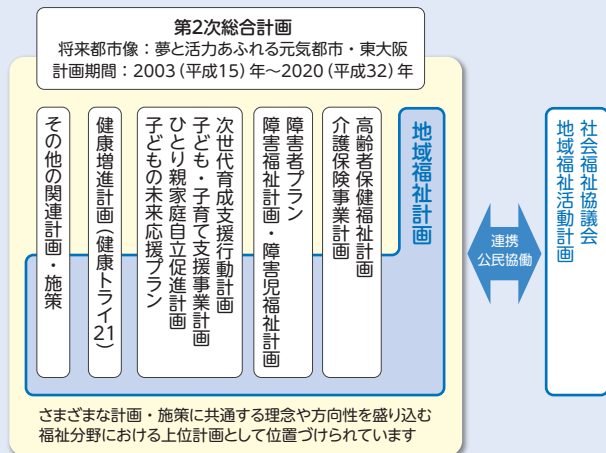
- 東大阪市地域福祉計画（昭和63年）
- 東大阪市新地域福祉計画（平成16年）
- 東大阪市第3期地域福祉計画（平成21年）
- 東大阪市第4期地域福祉計画（平成26年）



3

計画の位置づけ

- 本計画は、社会福祉法第107条の規定に基づき、地域福祉推進における市町村計画として策定するものです。
- 本市では「東大阪市第2次総合計画」を上位計画とし、高齢者福祉、障害福祉、児童福祉、健康増進などの保健・福祉の分野だけでなく、さまざまな分野において、個別の計画や法令・指針などに基づいて施策や事業の具体化に取り組んでいます。
- 本計画は、個別の分野で示されている内容を地域福祉の視点から捉え、それらに共通する理念や方向性を盛り込む「福祉分野における上位計画」として位置づけられるものです。
- 地域福祉の推進を図る中核として位置づけられている社会福祉協議会においても、地域住民や民間団体が主体となって地域福祉活動を計画的に進めていくための行動計画である、「地域福祉活動計画」を同時期に策定しており、市と社会福祉協議会は相互に連携を図り一体となって地域福祉を推進していきます。
- さらに、「市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の策定について（平成26年3月27日社援発0327第13号）」に基づく、市町村における「生活困窮者自立支援方策」を盛り込むとともに、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）第14条に基づく、市町村における「成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画」を包含しています。



4

計画の期間

- 本計画は、2019(平成31)年度を初年度、2023(平成35)年度を目標年度とする5か年計画とし、計画最終年度に評価と見直しを行います。

2019
年度

2020
年度

2021
年度

2022
年度

2023
年度

評価・見直し

★地域共生社会について

- ◆社会福祉法改正に伴い、地域福祉の推進の理念として、支援を必要とする住民（世帯）が抱える多様で複合的な「地域生活課題」（福祉分野に限らず、保健医療、住まい、就労、教育及び人権に関する課題等）について、住民や福祉関係者による把握及び関係機関との連携等による解決が図られることをめざす旨が明記されました。
- ◆地域における多様な支援ニーズに的確に対応していくためには、住民に身近な圏域において地域住民等が地域生活課題を他人事ではなく「我が事」として主体的に把握し解決を試みることができる環境を整備し、また、地域生活課題に関する相談を「丸ごと」受け止める包括的な支援体制が求められています。
- ◆「地域共生社会」の実現にあたっては、こうした「我が事・丸ごと」の地域づくりを地域福祉推進の理念とし、支援を必要とする住民が抱える多様で複合的な地域生活課題について、地域の住民や福祉関係者・関係機関が互いに連携・協働して解決を図っていく必要があります。

5

東大阪市の地域福祉をめぐる主な課題と方向性

統計データやアンケート調査、第4期地域福祉計画の進捗状況及び地域懇談会の意見交換から見えてきた、実際に地域にある課題、これからの取り組むべき方向性について、以下の6つのテーマに整理しました。

**地域共生社会の理解
促進による主体的な
近隣関係づくり**

支える側と支えられる側の境界をなくし、「我が事・丸ごと」の精神で地域生活課題に取り組んでいくことが、地域福祉の推進につながります。そのため、「地域共生社会」の実現に向けた相互理解を促進し、助けあい支えあいによる地域住民どうしの関係構築を実践していく必要があります。

**対象層やテーマに
応じた多種多様な
住民交流の場づくり**

地域におけるすべての人が孤立することなく暮らすには、さまざまな目的のもとに集まれる多種多様な場が必要です。特定のテーマに応じた場づくりから、多世代交流のできる拠点まで、住民が集まって協力しあえる機会と場を増やします。

**多次元・多層構造に
よる福祉ネットワーク
機能の強化**

複雑多様化する地域生活課題を解決するには、分野を超えた関係機関どうしのつながりが不可欠です。普段から「顔の見える関係づくり」を行い、地域福祉ネットワークのさらなる機能強化を図ります。

**災害対策と
連動した福祉の
まちづくりの推進**

高齢者や障害者など、災害時に自ら避難することが困難で支援が必要な方を地域で助けあうためには、「自助」「共助」の力を高めていくことが大切です。日頃から防災に関する啓発を行うとともに、地域でのつながりを深めるなど、災害に強い福祉のまちづくりを展開します。

**フォーマルから
インフォーマルまで網羅
する福祉的支援の充実**

法制度に基づく公的な福祉サービスの充実を図りつつ、民間の事業所や企業、NPOが実施する事業やボランティア活動への福祉的支援を充実します。

**福祉教育の充実と
福祉意識の醸成**

地域活動、ボランティア活動への参加を促進するため、子どもから高齢者まで多世代が地域福祉にふれる機会を増やし、福祉意識の醸成をめざします。



6

基本理念

地域と行政が協働し新たな福祉社会づくりを進めていくことを表すものとして、従前計画の理念を継承し、次のように設定します。

すべての人が地域で個性を尊重しあい、支えあい、
共に生きる 安心と活力の福祉コミュニティの実現

7

基本目標

基本目標① つくろう!福祉のこころと集える場

これからの地域福祉には、支える側も支えられる側も一体となり、多様な地域生活課題を我が事のように、丸ごと受け止め、助けあっていく実践的な行動が求められます。お互いさまの精神で、福祉の意識をさらに醸成し、地域の福祉活動に携われるような人づくり、意識づくり、場づくりを図ります。

基本目標② ひろげよう!福祉活動とネットワーク

福祉活動においては、近隣に住む人どうしが互いに声をかけあい、関係を築くことで、相互の信頼関係が生まれます。そして、この信頼のネットワークが地域、広域へと広がり、安心して暮らせる福祉のまちづくりに向かっていくことが大切です。

そのため、向こう三軒両隣といった近所どうしの関係を中心に、地域における福祉活動がさらに広がり活発になるような支援を行い、地域住民相互の支えあいと関係機関などの連携による福祉のネットワークを拡張していきます。

基本目標③ まもろう!地域力による防災と防犯

災害に強い安心な福祉のまちづくりを進めるにあたっては、自助・共助・公助により、地域住民を守っていく体制づくりが必要です。防災対策や防犯対策と連動した地域福祉をさらに推進していくことが重要となります。

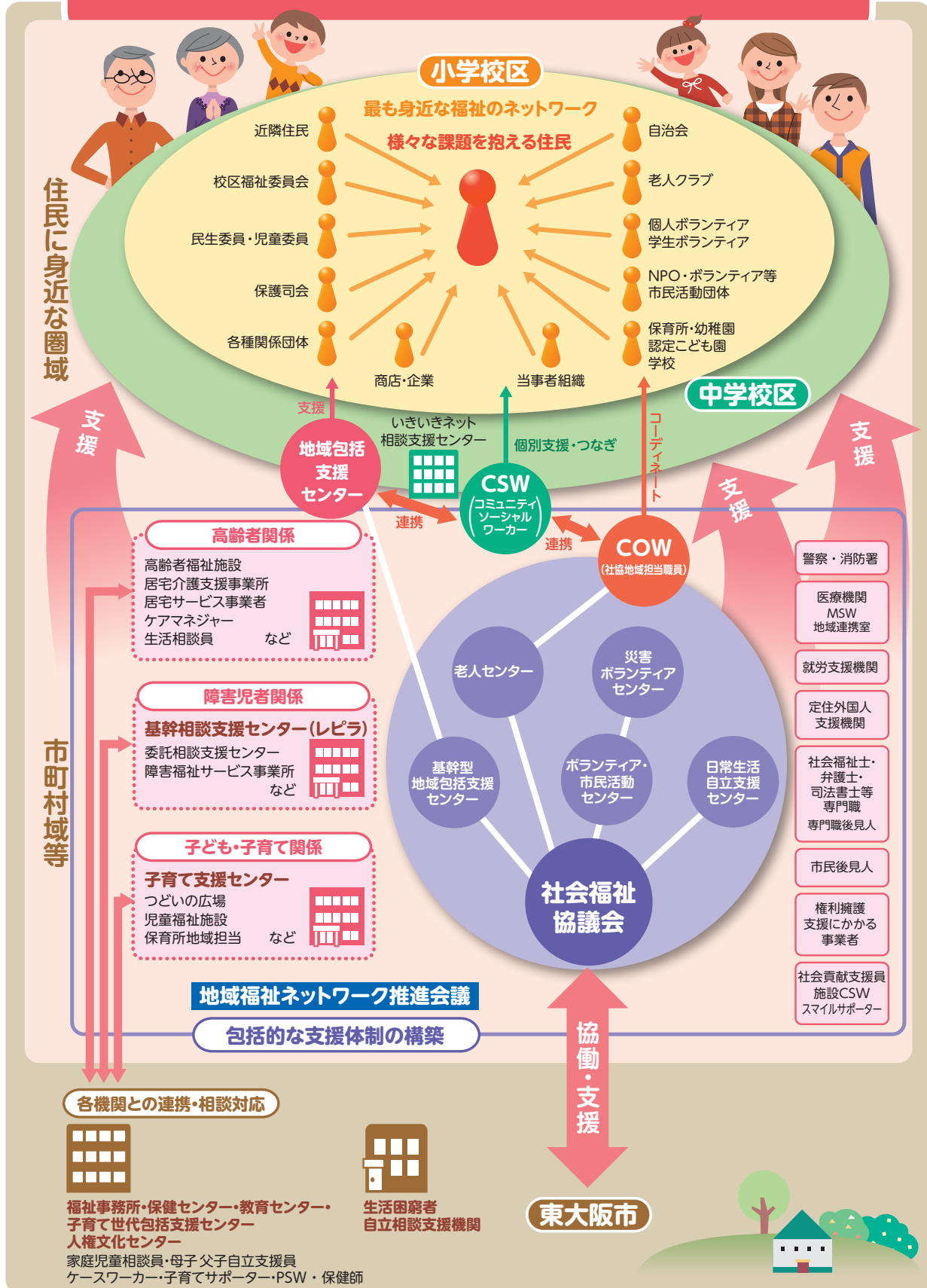
そのため、地域生活課題を地域の人たちが主体的に力を合わせて解決する力、すなわち「地域力」を高め、住民どうしが互いに支えあうことにより、災害に強いまち、安全な地域社会をつくり、安心できる福祉のまちづくりを進めていきます。

基本目標④ ささえよう!地域生活と福祉ニーズ

改正社会福祉法においては、「我が事・丸ごと」の地域福祉の理念を実現するため、市町村が包括的な支援体制の構築に努める旨が規定されています。

誰もが分け隔てなく、その人のニーズに応じた支援が受けられる「地域共生社会」の実現をめざし、支えあいの取り組みをさらに進めるとともに、必要な公的サービスを提供するしくみと、地域や住民の自助・共助の取り組み、いわゆるインフォーマルなサービスを適切に組み合わせ、誰もが健やかで安心できる地域生活を支援していきます。

わたしたちを支える地域福祉のネットワーク



計画の展開

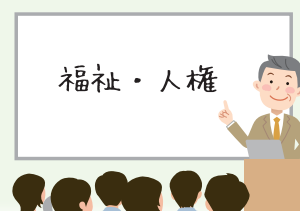
基本目標① つくろう!福祉のこころと集える場

地域福祉意識の向上

子どもの頃から家庭・地域・学校を通じて、福祉のこころや人権意識が育つような教育をめざすとともに、福祉に対する「理解の深化」に向け、心のバリアフリー、ノーマライゼーション、多様性を尊重し、社会的孤立や社会的差別・排除を解消する地域づくりを進めます。

また、年齢を問わず地域福祉について触れることのできる機会を増やすことで、社会福祉に無関心な人たちを取り込み、多世代の福祉意識を融合させながら、総合的な地域力を高めていきます。

- ① 市民一人ひとりの福祉意識・人権意識の向上
- ② 学校教育における福祉教育の推進
- ③ 生涯学習における福祉教育の推進



多世代が集う場づくり

近隣での顔の見える関係づくりによるフェイス・トゥ・フェイスのコミュニケーションを深めるとともに、近隣から地域、地域から市域へとつながっていく福祉のこころを源泉として、世代を超えた交流の場、多種多様な交流の機会を増やしていきます。

また、老人センター、子育て支援センターや社会福祉施設などについて、社会参加を促す場としての機能を高めるとともに、地域の住民による自発的なサロンの開催や、誰もが気軽に立ち寄ることのできる交流の場づくりを支援していきます。

- ① 社会参加の場の提供
- ② 共生型の交流、多世代交流の促進



ボランティア・NPOなどの活性化

地域福祉の推進には、ボランティアや福祉・保健・医療分野から住宅、教育、商工業等の分野に至るNPOなど、地域の住民や組織に所属するさまざまな人々、関係機関の協力が必要です。

ボランティア活動は、強制や義務で行うのではなく、自分の考えで参加し、取り組むものであるゆえに、多様な問題に柔軟に取り組むことができ、人の心に働きかける力を持っています。ボランティア人材やNPOなどの団体による活動を通じて、地域福祉をさらに推進していきます。

- ① 活動の基盤づくり
- ② 担い手の育成
- ③ ボランティア・NPOに関する取り組みの充実
- ④ 学校、企業などとの交流・連携



基本目標②

ひろげよう!福祉活動とネットワーク

地域福祉活動の拡大と浸透

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、地域の多様な主体が地域における課題を「他人事」ではなく、「我が事」として把握・共有し、解決を試みる体制を整備する必要があります。

近隣において日頃からコミュニケーションを図り顔の見える関係づくりを進めることで、親近感が生じ、近隣の人や地域への関心が高まります。このように互いの絆を深めながら、自分たちの暮らす地域を住みよいまちにしていける福祉活動の実践が求められています。

住民の身近な地域が、人々のつながりにより、さらに広い範囲に広がっていくことによって、重層的な地域福祉ネットワークの構築を進めていきます。



■地域福祉活動の拡充

- ① 近隣住民による支えあいの強化
- ② 地域福祉活動のコーディネート機能の強化
- ③ 地域福祉活動の基盤づくり

■小地域ネットワーク活動の活性化

- ① 地域住民を主体とした福祉のネットワーク化の推進
- ② 校区福祉委員会の機能強化

■社会福祉協議会の機能強化

- ① 地域福祉のコーディネーター機能の強化
- ② 各種支援組織のプラットフォーム機能の強化
- ③ 地域福祉に関する情報発信力の強化



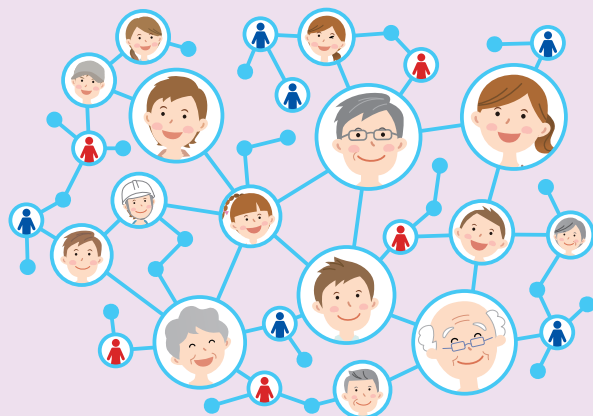
地域福祉ネットワークの強化

公的機関や社会福祉法人といった機関は、高齢、障害、子どもなどの分野で、支援を必要とする人への福祉サービスを提供していますが、少子高齢化や、核家族化の進行による地域のつながりの希薄化などにより、地域住民の抱える地域生活課題は複雑化、多様化しています。

例えば、介護と育児に同時に直面する世帯、高齢の親とひきこもりの子の世帯といった複数分野での課題を抱えた世帯に対しては、従来の「縦割り」の福祉サービスだけでは対応が難しくなっています。

これまでの制度では十分な支援が行き届かない「制度の狭間」の問題・課題に、関係機関が迅速かつ適切に対応するためには、分野を超えた専門機関どうしの連携が不可欠であり、地域住民や地域における支援者、社会資源などとも連携し、さまざまな人が絡み合う重層的な地域福祉ネットワークを構築していきます。

- ① 地域福祉ネットワークの連携強化
- ② CSWの機能強化



基本目標③

まもろう!地域力による防災と防犯

災害に強い 福祉の まちづくり



地域住民が安全に暮らしていくためには、災害などによる危険を想定した普段の訓練や備えが必要となります。大規模災害発生時には、発災直後に「公助」が十分に機能せず、行政による支援が行き届くまでに一定の時間を要することが予想されます。一人ひとりの命と生活を守るためには、自ら備える「自助」、近隣や地域の人たちの助けあいによる「共助」が重要となります。

自助、共助の力を高めるには、一人ひとりが日頃から災害に備えるよう啓発活動を行うとともに、いざというときに地域で助けあえるような普段からの交流が大切です。

防災力の向上をめざし、避難誘導や避難支援に向けた避難行動要支援者名簿制度の推進、いざというときの助けあいに向けた災害ボランティアセンターの充実を図り、災害に強い福祉のまちづくりを進めていきます。

- ① 行政と地域の情報伝達体制の整備
- ② 避難行動要支援者名簿制度の推進
- ③ 地域での助けあいのしくみづくりと特性に応じた支援方法の啓発
- ④ 福祉的配慮による避難所の整備
- ⑤ 災害ボランティアなどの育成



安全・安心な 福祉の まちづくり

誰もが犯罪や詐欺被害などに巻き込まれることなく、地域で安心して住み続けることができるように、地域ぐるみでの取り組みを推進します。

子どもをはじめ地域に暮らす人が安心して歩くことができるような生活道路や街灯を整備するなど、地域の防犯体制を強化し、ひとり暮らしの高齢者の緊急時にも迅速かつ適切に対応できるシステムの導入などを支援するほか、認知症高齢者をサポートするしくみづくりを進めます。

消費生活においては、悪質な商法の取り締まりや相談体制を充実するなど、安心して地域生活を営める支援を行います。

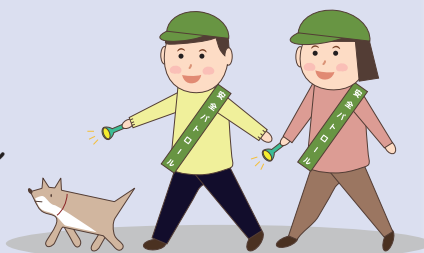
さらに、高齢者や障害者などが外出や施設利用などの制約を受けることがないよう、福祉的な配慮の視点によるユニバーサルデザインの環境整備を進め、移動手段の確保や、「心のバリアフリー」の観点からの啓発活動に取り組みます。

■安全と安心の確保

- ① 防犯のまちづくり強化
- ② 消費者被害の未然防止
- ③ 事業者や企業などを巻き込んだ見守りのネットワークの構築

■福祉環境の整備

- ① 福祉のまちづくりに関する理解の促進
- ② 道路・施設のバリアフリー・ユニバーサルデザイン化のスパイラルアップ
- ③ 移動困難者の交通手段確保方策の検討



基本目標④

ささえよう!地域生活と福祉ニーズ

包括的な 相談支援 体制の整備

地域生活課題の解決は、悩みや課題を抱えた人が誰かに相談することから始まるため、誰もが悩みや困り事を気軽に相談できる体制づくりを進める必要があります。

介護と育児に同時に直面するダブルケアの問題や、高齢の親とひきこもりの子の8050問題など相談内容は複雑化・深刻化しており、どこにどう相談すればいいかわからず、悩みを一人で抱え込み、地域から孤立してしまうケースが顕在化しています。

こうした複合多問題に対応するため、高齢・障害・子どもといった分野を超えて多様な専門職が連携・協働することにより、さまざまな相談を「丸ごと」受け止めることのできる体制整備を進めます。

- ① 相談窓口の連携と機能強化
- ② 相談窓口の効果的な周知
- ③ 地域における自主的な集いの場の推進



適正な福祉 サービスと 情報の提供

利用者が安心して質の高い福祉サービスを受けるには、事業者や施設などが適正に運営され、適切な事業活動が行われる必要があります。そのため、指導監督を通じて環境改善を促進するとともに、苦情解決などの支援を行います。

また、さまざまな事業や施設、福祉サービスに関する情報が、必要な人に届き、適切な利用につながるように、庁内での福祉関連情報の共有と充実を図り、多種多様な媒体と伝達手法による情報提供体制を整備していきます。

- ① 利用者の視点に立った指導監督
- ② 苦情解決体制の充実
- ③ 多様な媒体による情報発信
- ④ 行政内部の連携強化



隙間のない 支援体制 づくり

地域には、ひきこもり、虐待やDVを受けている人、セルフネグレクト、ニート、生活困窮者、ホームレス、「制度の狭間」にある人など、支援を必要としながらも自らSOSを発信することができない、サービスの存在を知らない、閉じこもってサービスを受け付けないといった理由から支援を受けられない人がいます。また、日本語の不自由な外国籍住民、矯正施設出所者、性的少数者など、さまざまな理由により暮らしにくい思いをし、地域で孤立しやすい人がいます。

このような人たちが地域社会とつながり、生きがいを持って暮らせる「地域共生社会」の実現に向け、地域でのセーフティネットを充実し、必要に応じて支援の手を差し伸べるなど、地域での支えあいによる課題の解決に向けた体制づくりを図ります。

- ① セーフティネットの充実
- ② 外国籍住民との共生に向けた環境整備
- ③ 虐待への対応の強化
- ④ 表面化しにくい課題に対する支援
- ⑤ 生活困窮者に対する支援



成年後見 制度の 利用促進

成年後見制度とは、認知症、知的障害、その他精神上の障害などの理由により、判断能力が十分ではない方々について、財産管理、介護、施設への入所手続き等の身上保護などを本人に代わって成年後見人等が行うもので、判断能力が不十分な方の権利を社会全体で支えあうために重要な手段です。

成年後見制度の利用促進のため、本市では2019(平成31)年度から3カ年の間に権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築をめざし、関係機関の中から「中核機関」を定め、専門職や関係機関による「協議会」を設置・運営し、本人に身近な親族、福祉・医療・地域の関係者や後見人による「チーム」を支援するしくみづくりに取り組みます。

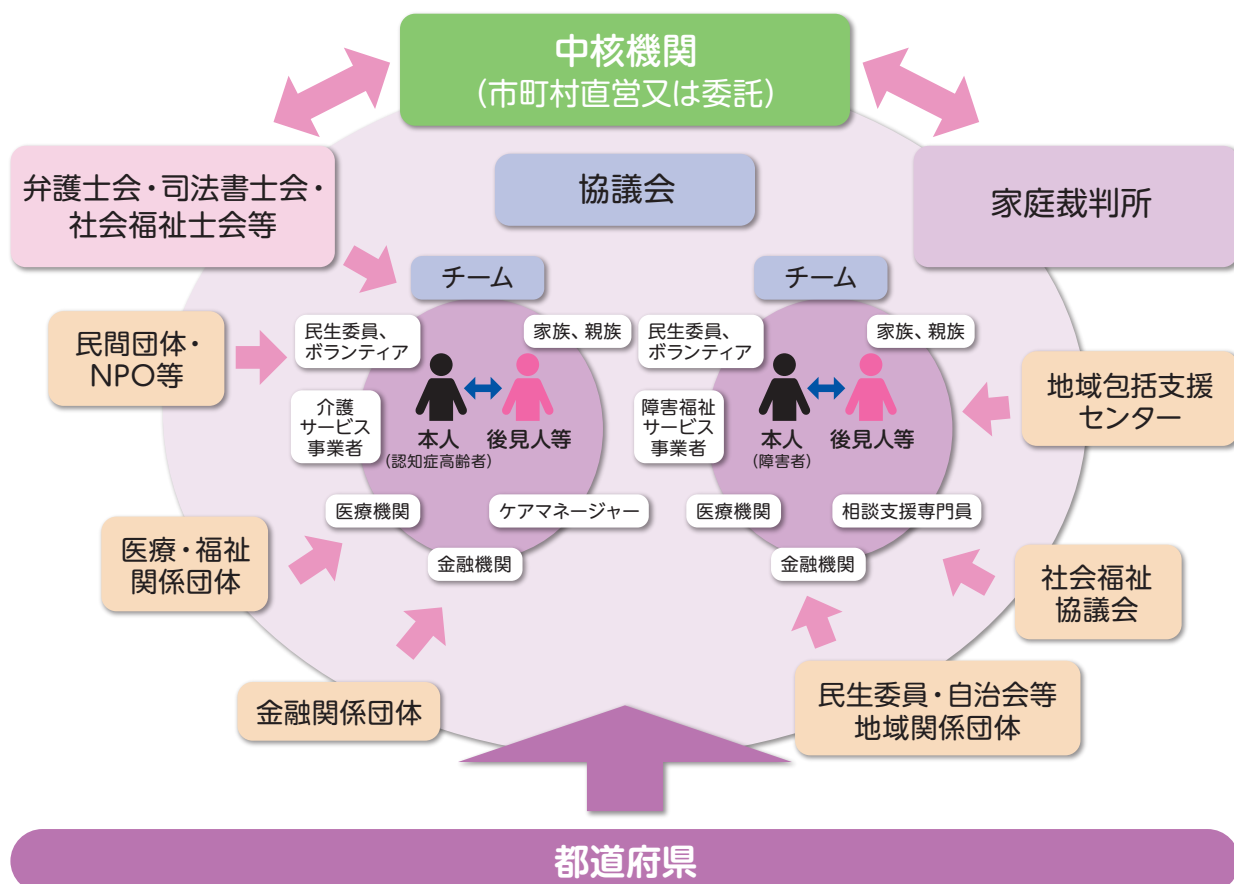
また、成年後見制度に関するわかりやすい広報に努め、制度利用につなげるとともに、今後の制度利用の増加を見込み、その担い手としての市民後見人の育成・活動機会の拡充を図り、市民後見人や親族後見人などの活動支援にも取り組みます。

さらに、日常生活自立支援事業の適切な利用のため、成年後見制度との連携を進め、市民後見人、法人後見、専門職などの役割分担を明確化し、適切な制度への移行を促進します。



- ① 地域連携ネットワークの構築
 - 協議会の設置 ● 中核機関の運営 ● 「チーム」による対応
- ② 成年後見制度の周知
- ③ 相談体制の充実
- ④ 市民後見人制度の推進
- ⑤ 日常生活自立支援事業・法人後見事業などの適切な運用

地域連携ネットワークのイメージ



資料：厚生労働省

計画の推進体制

1

地域福祉ネットワーク形成による計画の推進

地域福祉の推進にあたっては、制度に基づく施策を推進する市などの行政機関、地域福祉の中間支援組織としての社会福祉協議会、それぞれの分野を横断する地域福祉ネットワークの中心となる専門機関や事業者、そしてなにより、近隣住民、自治会、校区福祉委員会、民生委員・児童委員、学校園、各種関係団体、NPO・ボランティアといった市民活動団体など、さまざまな地域資源の主体と協働して、多職種連携による包括的な支援体制の構築を図り、また、地域づくりに資する複数の事業を一体的に実施するなど、より効果的な施策推進をめざします。

2

計画の実効性の確保

●計画の進行管理

本計画の進捗管理については、計画の進捗状況の確認、評価を継続的に実施するため、「社会福祉審議会」においてPDCAサイクルに基づく進行管理を行うとともに、本計画に新たに生じた課題などについて検討を行います。また、計画の進捗状況についてはウェブサイトなどで随時公表していきます。

●事業評価・見直しのしくみの検討

行政内部の横断的な取り組みを進めるにあたり、福祉推進委員会を中心に連携を図り、限られた人員・予算の中で計画の効果的な推進に努めます。

また、計画の目標達成に向けて、上記の推進体制における評価に基づく事業の見直しや新たな事業の検討などを継続して行います。あわせて関係機関などから取り組みに対する意見を受ける機会づくりに努めます。

●計画の周知

本計画を広く公表し、市民への周知に努めます。また、広報紙や市のウェブサイトでの紹介、わかりやすいパンフレットの作成など、幅広く本計画のPRに努めるとともに、市内の関係機関などにも協力を依頼し、市民へのきめ細かい周知を図ります。



東大阪市第5期地域福祉計画 《概要版》平成31(2019年)年3月

編集・発行：東大阪市 福祉部 福祉企画課

〒577-8521 東大阪市荒本北一丁目1番1号 電話：06-4309-3181